

令和4年塩尻市議会3月定例会提出案件について

I 提出案件数

提出案件	38件
条例案件	12件
人事案件	1件
事件案件	5件
予算案件	15件
報告案件	5件

II 提出案件の概要

【条例案件】

1 塩尻市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

消防団員の処遇の改善を図るため、必要な改正をするものです。

(2) 概要

消防団員の年額報酬の額を改めるとともに、出動報酬の額を定めるものなどです。

ア 年額報酬

職名		現行	改正案
基本消防団員	団長	195,000円	
	副団長	128,700円	
	分団長	92,500円	
	副分団長	56,000円	
	部長	45,500円	
	班長	30,000円	40,000円
	団員	20,000円	36,500円
機能別消防団員		—	10,000円

イ 出動報酬

区 分	現行（費用弁償）	改正案（出動報酬）
災害の場合	4,000円	8,000円
警戒の場合		4,000円
訓練等の場合	—	2,000円

(危機管理課)

2 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「地方公務員法」の一部が改正（令和2年4月1日改正）されたことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

フルタイム会計年度任用職員に係る補償基礎額を定めるものです。

(総務人事課)

3 塩尻市特別会計設置条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

奨学資金貸付金を一般会計において一体的に運用するため、必要な改正をするものです。

(2) 概要

「塩尻市奨学資金貸与事業特別会計」を廃止するものです。

(財政課)

4 塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

みどり湖地区整備計画区域をこの条例の適用区域に加え、床尾地区整備計画区域内の建築物の用途の制限を変更することに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

ア みどり湖地区整備計画区域内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めるもの

イ 床尾地区整備計画区域内における建築物の用途に関する制限を変更するもの

(都市計画課)

5 塩尻市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

国家公務員に準じて非常勤職員の育児休業等に関する制度を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するものなどです。

6 塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が令和4年4月1日に廃止されることに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

引用する法律を改めるものです。

(以上 総務人事課)

7 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

個人番号カードを使用してコンビニエンスストア等において印鑑に関する証明等を交付するサービスの利用の促進を図るため、手数料の額を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機で印鑑に関する証明等を交付する場合の手数料を、窓口で交付する場合の額から50円減じた額とするものです。

8 塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

国民健康保険税の税率等を見直しをすること及び「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布により一部改正される「地方税法」が令和4年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

ア 国民健康保険税の税率等を次のように改めるもの

(ア) 医療保険分

区分	現行の税率等	令和4年度以後の税率等
所得割	100分の6.74	100分の6.48
均等割	23,100円	23,400円
平等割	23,700円	23,900円

(イ) 後期高齢者支援金等分

区 分	現行の税率等	令和4年度以後の税率等
所得割	100分の2.21	100分の2.28
均等割	7,900円	8,400円
平等割	7,300円	7,600円

(ウ) 介護納付金分

区 分	現行の税率等	令和4年度以後の税率等
所得割	100分の1.86	100分の1.99
均等割	7,900円	8,500円
平等割	6,100円	6,800円

イ 未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を減額するもの

(以上 市民課)

9 塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

子育て世帯における子どもの医療費に係る経済的負担の軽減を図るため、福祉医療費給付金の受給資格を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

受給資格者を、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大するものです。

(福祉課)

10 塩尻市奨学資金貸与条例及び塩尻市有害図書類等の自動販売機等の規制に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「民法の一部を改正する法律」が令和4年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

ア 塩尻市奨学資金貸与条例の一部改正

成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、親権者に係る規定を改めるものなど

イ 塩尻市有害図書類等の自動販売機等の規制に関する条例の一部改正

婚姻による成年擬制に関する民法の規定が削除されたことに伴い、青少年に係る規定を改めるもの

(教育総務課)

11 塩尻市保育所等利用調整会議条例を廃止する条例

提案理由

塩尻市保育所等利用調整会議を廃止することに伴い、「塩尻市保育所等利用調整会議条例」を廃止するものです。

(こども課)

12 塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例

(1) 提案理由

太陽光発電設備の適正な設置及び管理についての事業者及び市の責務並びに太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、災害の防止、良好な景観の維持、豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全その他の地域環境との調和を図り、もって豊かな田園都市を実現するため、新たに条例を制定するものです。

(2) 概要

- ア 太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する事業者及び市の責務を定めるもの
- イ 太陽光発電設備設置事業の実施に関する抑制区域を定めるもの
- ウ 太陽光発電設備設置事業の実施に関する事前協議、隣接住民等への説明、協定、届出等の手続を定めるもの
- エ 事業者に対する助言又は指導、勧告、公表等の措置を定めるもの

(生活環境課)

【人事案件】

人権擁護委員の候補者の推薦について

委員10人のうち、1人が令和4年6月30日に任期満了となることに伴い、後任委員を推薦するものです。

(社会教育スポーツ課)

【事件案件】

1 字の区域の変更及び廃止について

「塩尻都市計画事業塩尻駅北土地区画整理事業」に伴い、当該事業区域内の字の区域を変更及び廃止することについて、「地方自治法」第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

(総務人事課)

2 財産の処分について

土地及び建物を処分することについて、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

(公共施設マネジメント課)

3 訴えの提起について

市営住宅の明渡し等の訴えを提起することについて、「地方自治法」第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

(建築住宅課)

4 損害賠償の額の決定について

(1) 提案理由

損害賠償の額を決定することについて、「地方自治法」第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものです。

(2) 概要

ア 損害賠償の額 10,419,997 円
市側の過失割合 70パーセント

イ 事故発生年月日 令和元年5月25日

ウ 事故発生場所 塩尻市大字北小野

エ 事故の状況

相手方の運転する自動車が、市道塩嶺王城パークラインを北へ走行中、当該市道のグレーチングに起因して跳ね上がったことにより、当該自動車を破損し、及び相手方が背骨を圧迫骨折したものです。

5 市道路線の廃止及び認定について

市道路線の廃止及び認定について、「道路法」第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

(以上 建設課)

【予算案件】

- 1 令和4年度塩尻市一般会計予算
- 2 令和4年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 令和4年度塩尻市介護保険事業特別会計予算
- 4 令和4年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算
- 5 令和4年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算
(以上 財政課)
- 6 令和4年度塩尻市水道事業会計予算
(上水道課)
- 7 令和4年度塩尻市下水道事業会計予算
- 8 令和4年度塩尻市農業集落排水事業会計予算
(以上 下水道課)
- 9 令和3年度塩尻市一般会計補正予算(第14号)
- 10 令和3年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 11 令和3年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計補正予算(第1号)
- 12 令和3年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 13 令和3年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
(以上 財政課)
- 14 令和3年度塩尻市水道事業会計補正予算(第3号)
(上水道課)
- 15 令和3年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第2号)
(下水道課)

【報告案件】

1 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

(1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る1月24日に専決処分したので報告するものです。

(2) 概要

ア 損害賠償の額 9,581 円
市側の過失割合 100パーセント
イ 事故発生年月日 令和3年10月26日
ウ 事故発生場所 塩尻市大字広丘吉田
市道下り側道吉田線

エ 事故の状況

市道下り側道吉田線のグレーチングが、相手方トラックが店舗駐車場に進入した際に乗ったことにより跳ね上がり、当該トラックの左側リアランプを破損したものです。

(建設課)

2 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

(1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る1月25日に専決処分したので報告するものです。

(2) 概要

ア 損害賠償の額 4,775 円
市側の過失割合 100パーセント
イ 事件発生年月日 令和2年10月19日
ウ 事件の状況

相手方が離婚の届出をした際、職員の確認不足により、離縁した養親の氏を離婚後の氏として案内したため、相手方の戸籍が誤った氏で編製され、相手方に戸籍訂正及び子の氏の変更の申立に係る費用を生じさせたものです。

(市民課)

3 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

(1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る2月9日に専決処分したので報告するものです。

(2) 概要

- ア 損害賠償の額 67,113 円
市側の過失割合 100パーセント
- イ 事故発生年月日 令和3年11月9日
- ウ 事故発生場所 塩尻市大字広丘高出
- エ 事故の状況

日の出保育園の園児が、園外活動中に、高出交差点の歩道橋からアスファルトのかけらを落とし、当該歩道橋下で信号のため一時停止していた相手方自動車のルーフを破損させてしまったものです。

(こども課)

4 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

(1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る2月17日に専決処分したので報告するものです。

(2) 概要

- ア 損害賠償の額 82,062 円
市側の過失割合 50パーセント
- イ 事故発生年月日 令和2年9月15日
- ウ 事故発生場所 塩尻市大門一番町12番2号
塩尻市市民交流センター
- エ 事故の状況

相手方が、市民交流センター1階のフリースペースを通行した際、テーブル間を固定していたひもにつまづいて転倒し、両膝等を負傷したものです。

(市民交流センター)

5 令和3年度塩尻市一般会計補正予算(第13号)の専決処分報告について

(財政課)